

『サンライフひろみね』施設利用料料金表(R6.8～)

非課税

第1段階 生活保護の受給者、市町村民税非課税の老齢福祉年金受給者など

(単位:円/月)

介護度	1割負担	食 費	居住費	利用者負担計
要介護1	29,200	9,000	26,400	64,600
要介護2	31,663	9,000	26,400	67,063
要介護3	34,263	9,000	26,400	69,663
要介護4	36,794	9,000	26,400	72,194
要介護5	39,222	9,000	26,400	74,622

第2段階

(単位:円/月)

介護度	1割負担	食 費	居住費	利用者負担計
要介護1	29,200	11,700	26,400	67,300
要介護2	31,663	11,700	26,400	69,763
要介護3	34,263	11,700	26,400	72,363
要介護4	36,794	11,700	26,400	74,894
要介護5	39,222	11,700	26,400	77,322

第3段階 ①

(単位:円/月)

介護度	1割負担	食 費	居住費	利用者負担計
要介護1	29,200	19,500	41,100	89,800
要介護2	31,663	19,500	41,100	92,263
要介護3	34,263	19,500	41,100	94,863
要介護4	36,794	19,500	41,100	97,394
要介護5	39,222	19,500	41,100	99,822

第3段階 ②

(単位:円/月)

介護度	1割負担	食 費	居住費	利用者負担計
要介護1	29,200	40,800	41,100	111,100
要介護2	31,663	40,800	41,100	113,563
要介護3	34,263	40,800	41,100	116,163
要介護4	36,794	40,800	41,100	118,694
要介護5	39,222	40,800	41,100	121,122

※ 入所される方がどの段階にあたるかは、市役所介護保険課にお問い合わせ下さい。

※ 上記の金額には、看護体制加算ⅠⅡ、夜勤職員配置加算Ⅱ、口腔衛生管理加算Ⅱ、日常生活継続支援加算Ⅱ、処遇改善加算Ⅰ、栄養マネジメント強化加算、生活機能向上連携加算、科学的介護推進体制加算Ⅱ、ADL維持加算Ⅰ、精神科医療養指導加算、高齢者施設等感染対策向上加算Ⅰ、協力医療機関連携加算を含みます。

※ 上記の金額は月30日として計算しています。

※ 上記の金額は法改正等により、変更する場合があります。

『サンライフひろみね』施設利用料料金表(R6.8～)

課税

第4段階(1) 課税世帯の者

(単位:円/月)				
介護度	1割負担	食 費	居住費	利用者負担計
要介護1	29,200	43,350	87,330	159,880
要介護2	31,663	43,350	87,330	162,343
要介護3	34,263	43,350	87,330	164,943
要介護4	36,794	43,350	87,330	167,474
要介護5	39,222	43,350	87,330	169,902

第4段階(2) 同一世帯の第1号被保険者の年金収入とその他の合計所得を合わせた金額が 単身世帯で280万円以上、2人以上の世帯で346万円以上の方(平成27年8月～適用)

(単位:円/月)				
介護度	2割負担	食 費	居住費	利用者負担計
要介護1	58,399	43,350	87,330	189,079
要介護2	63,325	43,350	87,330	194,005
要介護3	68,526	43,350	87,330	199,206
要介護4	73,588	43,350	87,330	204,268
要介護5	78,443	43,350	87,330	209,123

第4段階(3) 同一世帯の第1号被保険者の年金収入とその他の合計所得を合わせた金額が 単身世帯で340万円以上、2人以上の世帯で463万円以上の方(平成30年8月～適用)

(単位:円/月)				
介護度	3割負担	食 費	居住費	利用者負担計
要介護1	87,598	43,350	87,330	218,278
要介護2	94,987	43,350	87,330	225,667
要介護3	102,789	43,350	87,330	233,469
要介護4	110,382	43,350	87,330	241,062
要介護5	117,665	43,350	87,330	248,345

- ※ 入所される方がどの段階にあたるかは、市役所介護保険課にお問い合わせ下さい。
- ※ 上記の金額には、看護体制加算ⅠⅡ、夜勤職員配置加算Ⅱ、口腔衛生管理加算Ⅱ、日常生活継続支援加算Ⅱ、処遇改善加算Ⅰ、栄養マネジメント強化加算、生活機能向上連携加算、科学的介護推進体制加算Ⅱ、ADL維持加算Ⅰ、精神科医療養指導加算、高齢者施設等感染対策向上加算Ⅰ、協力医療機関連携加算を含みます。
- ※ 上記の金額は月30日として計算しています。
- ※ 上記の金額は法改正等により、変更する場合があります。